忠岡町物品及び役務等指名業者選定委員会規程

(設置)

第1条 町の物品の購入、売払い及び修繕、並びに役務等業務(以下「物品及び役務等」という。)に関し、一層の合理性の確保と公正かつ厳正に指名業者を選定するため、忠岡町物品及び役務等指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 物品購入の設計金額が700万円以上の売買契約及び役務等業務の設計金額が1,000万円以上の委託契約等に係る契約方法及び業者選定条件の設定又は指名業者の選定に関すること。
- (2) 物品及び役務等に係る業者の指名停止に関すること。
- (3) 前2号のほか、物品及び役務等に関して、町長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織し、その委員は本町の職員のうちから町長が選任する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長の職にある者を充て、副 委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。 (会議)
- 第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じてその都度招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。 (審議の特例)
- 第5条 委員長は、第2条に規定した事項に緊急を要するときは、持ち回りによって審議することができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、説明若しくは意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、契約担当課において行う。

(守秘義務)

第8条 委員及び関係職員は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。